

戦時下の部落問題 II

はじめに

筆者は現在、近代部落史の研究のうち、戦時下の部落問題について関心をもっており、すでに一九八二年度の本学紀要に、「戦時下の部落問題」を報告した(註1)。
ここでは、この課題を設定した理由として三つ挙げ、第一は、この時期の研究がきわめて少なく、ほとんど欠如していること、第二は、戦時体制が部落内外にあたえた影響の異同を考えることで、戦時体制全体の果たした役割を検討することができること、第三は、戦時体制下に、部落問題、とりわけ部落の生活がどのように変化し、それが戦後にどのように継承されたか明らかにできること、であるとした。そして具体的な実証として、戦時体制下、日中戦争開始直後の一九三八年の物資動員と部落問題をテーマとしたのであった。

今回は、「戦時下の部落問題II」として、満州移民と部落問題に視点をあてて報告したい。ここでは、(1)経済更生運動から満州移民の問題が提起されてきた事情(2)融和運動家からみた満州移民の意義づけ、とりわけ満州移民と部落差別(3)長野県を具体例としてみた未解放部落における満州移民のとりくみ、を述べてみたい。

一 部落経済更生運動から満州移民へ

世界恐慌による打撃が未解放部落(以下部落と略称、未解放部落住民は部落住民と略称)の生活を破壊したとき、政府ならびに融和事業(運動)団体は、「地方改善応急施設」を実施して、その急場をしのごうとした。一九三四年(昭和九)六月、中央融和事業協会はその施設の影響を各府県ごとに概要としてまとめた

(註2)。世界恐慌の影響のもっとも強かった長野県についてみると、

①部落住民の経済生活への影響として、納税・借入金・元利等の支払いに追われ生産資金は絶無である。支払いの残金を持ちよって協同事業の資金とし、各種協同組合を設立した。

②部落住民の精神上の影響として、共同事業によって共同訓練の機会があたえられ協力一致の精神を発揮した。政府・融和団体の事業に対し深く信頼するようになった。

③環境改善上に大きな影響をあたえた。

④部落の産業経済の振興に影響をあたえた。

しかし世界恐慌の現実は、ことに貧困であった部落に対して深刻であった。一般農村に対して政府が経済更生運動を働きかけ、在地の農本主義者たちがこれと呼応したように、部落においてもまた経済更生運動がすすめられ、「更生」が言葉となってきたのである。中央融和事業協会はそれを裏書きするかのようになり、一九三五年(昭和十)三月から雑誌『更生』を発刊して、部落住民に対して大々的に経済更生運動を働きかけ、キャンペーン記事を積極的に掲載したのであった(註3)。

上からの経済更生運動の呼びかけに対して、疲弊した部落から青年たちが更生運動に立ちあがった事例は数多くあるが、その一、二の例を長野県内にみてもよい。

①長野県上高井郡小布施村(註4)

更生事業の講習会に参加した部落の一青年の報告によると、農村不況で負債の

青木孝寿

増加した部落住民は、耕地が部落外の三分の一しかない状態で、年々滞納額が増加し、納税歩合が三〇パーセントの状態となった。その中で部落の二、三の青年が協議会をつくり、更生運動をはじめた。

その第一歩として共同心の養成と敬神崇祖に励み、納税組合を設立(一九三二年)、八五パーセント納税して村内二位、一九三三年度は一〇〇パーセント納税して村内一位となる。つぎに養蚕実行組合・農事実行組合を設立して養豚・養鶏をとり入れた。また副業組合をつくらせて加工に励み、協議会を月例会とし、日掛貯金をはじめた。一九三五年経済更生簿の記帳、三六年更生会を組織して各部をつくり活動、三七年第一回部落基本調査をおこない、融和事業完成十カ年計画の作成、前期五年経済更生五カ年計画を樹立し、理想とした「平和にして経済豊かな地区」の完成をめざした。

②小県郡浦里村(5)

長野県同仁会主事補の報告によると、世界恐慌による不況で、部落住民の大多数の仕事である日雇労働がなくなり失業状態となる。このため収入不定の行商がふえた。その結果、勤労の精神、隣保協同の美風が失なわれた。また、製糸工場で働いていた婦女子は賃金不払いで帰郷。好況時代労働収入だけでも一戸平均七、八百円から千円近かったのが、一九三〇、三一年(昭和五、六)に三〇〇円、三二年から三〇〇円以下となり、餓死線上をさまようことになった。しかし酒の浪費は一カ年二六戸で一三六〇円(一戸平均五二円)にもなった。

一九三三年(昭和八)中央融和事業協会の指定地区に選ばれ、これから経済更生をはじめます。まず少年少女団を結成、部落の綱紀をひきしめ、一九三四年浦里第一農事実行組合をつくり、六部組織とした。その一つ金融部に貯金部がおかれ、一九九三円余を貯蓄、負債整理部は、村税・県税の滞納を整理、一九三二年八七円余あったのを、一九三五年には一二円余まで減らした。その他、信用組合・産業組合・銀行・商店・保険・会社の負債を、五カ年計画を立てて減らすことをはじめ(第一次一九三三年度～三九年度)、一九三七年度までに一万〇五〇七円を整理し、残額四二〇六円とした。これは女工労働と都会の徒弟など少年少女の力が大きかったという。

以上二つの更生事例は、かなり順調にいった事例として、中央融和事業協会の雑誌『更生』に掲載されたものであるが、一九三七年(昭和十二)ごろまでの時点であったことと、更生キャンペーンの一翼を担った記事という性格も無視できないので、実態はこのとおりかどうかなお検討を要しよう。雑誌『更生』は、大

々に毎号更生事例を紹介している。

ところで部分的な成功はあったにしても、部落住民の生活は次第に行き詰まり、矛盾は拡大した。とくに一九三七年七月の日中戦争の開始によって、精神的であり、いままでの経済体制のなかで堪える経済更生運動には、展望は出てこなかった(6)。この間、融和事業完成十カ年計画が樹立され、その実行にはいったとき日中戦争が開始されたので、十カ年計画は誤算となった。ここから「更生」と関連させて満州移民の問題が部落に提起されたのである。

この問題を『更生』でみると、満州移民のニュース、資料は創刊号から載っているが、本格的移民論は一九三八年(昭和十三)六月の『更生』第二一号からで、中央融和事業協会常務理事小山三郎の「満州移住」、農林大臣官房企画課遠藤三郎の「地区更生と分村計画」である。このほか藤籠鬼の満州視察記があった。そして翌三九年(昭和十四)には論説・資料・視察記合わせて二三種も載ることになり、まさに満州移民花ざかりであった。

一方、中央融和事業協会の研究誌『融和事業研究』の場合は、論説は一九三七年(昭和十二)九月の第四五号からで、とくに安藤寛の「融和問題より見たる満州農業移民の考察」は、経済更生運動から満州移民という方策が出てくることを記述している重要である。

まず安藤寛の論説からみよう。安藤は静岡県社会事業主事として満州開拓地を視察した結果をまとめ、満州農業移民は成功しており、気候も心配するほどでなく農耕に適しており、「匪賊」の襲来は軍隊が守ってくれ、食物は内地の中以上の農家の程度であり、住宅は内地農家の建物ではみられない、別荘と思われるくらい立派である、と賞讃している。

つぎに安藤は融和問題と移民について述べ、地区更生のためには自覚更生が必要であり、地区の根本問題は人口過剰にある、としている。さらに耕地面積の過少、耕作の限界、負債の額の多いことを挙げ、これらを緩和するために満州移民が必要であることを強調した。

つぎに満州農業移民は、部落の理想と明朗化をはかり、満州に理想社会を建設することであり、満州へいく部落青年は、棄民ではなく北満の開拓者、王道楽土の建設者である、とした。そして結論として「〇町歩から二〇町歩の土地と多額の貯蓄が可能であるとして、満州へ青年たちが渡ることを激励したのである。

安藤がいう人口過剰の解消、耕地の拡大、部落の環境の改善、理想の「王道楽土」の建設という国策への奉仕は、いずれも部落住民にとって待望の満州移民と

して宣伝されたのである。

中央融和事業協会常務理事小山三郎は、「満州移住」の論説において、満州移民の意義を、満州国が五族協和の地として発展すること、日本と満州と親善融和し、東洋平和と満州国の利益擁護、日本国家の発展と防衛をはかるというところがあり、移民するものはこの目的に適合するものでなければならぬ。「内地」人口の減少、不良分子の棄てどころと考えてはいけぬ、と意義づけた。そしてさらに、融和事業の立場から、日本の勢力を背景として四族に優越感をもってはならない、日本にあるような融和問題を満州につくってはならない、精神身体健全ならば貧困であれ教育が低くあれ移住せしめ、王道楽土形成に参加させたい、としている。

以上のように、世界恐慌下の応急施設、さらに経済更生運動、そして満州移民というように、融和事業の方針が大きく転回し、次第に国家政策に完全に従属するみちをたどっていったのである。一九三八年（昭和十三年）部落住民の移民問題がようやく緒についた時点で、ストリートに移民の意義を説く必要がでてきたのであった。

二 満州移民と部落差別

「資源調整事業」という名で部落住民を満州に積極的に移住させようとする政府と、それと結合して推進につとめる融和事業団体の幹部は、満州にも差別はありはしないかと危惧する部落住民に、さまざまな理論で、差別ははじめは少しはあるがじきに解消するとして、極力移民を宣伝したのであった。

たとえば一九四一年（昭和十六）六月から二回にわたって『更生』に、旧中央融和事協会幹部下村春之助が「満州に住めば差別は解消する」という論説を載せている。まず地区の人々は、差別問題が起こると心配して、移住をちゅうちょしている向きも多いが、たんなる杞憂にすぎない、差別観念は移住者によって、満州まで持ちこまれ、永く持続されると考えるが、これはまちがっている、と述べ、その理由として、

「元来差別観念なるものは、個人の所属する集団社会の意識であって、社会的な根拠に基いて発生し、かつ持続してゆくものである。もしも、差別観念が個人意識であるならば、終始個人と運動を共にして、個人の存するところ常につきままとひ、満州に住むやうになってもこれから離れることはできないであらう。ところがこれが社会意識であるがために、個人がその社会を離れれば、そ

の差別観念は個人の心から遠く離れてゆくのである。即ち差別観念は、別の社会なる満州に住むやうになれば、自然に解消して行く性質をもっているのである。」

として、部落差別のない満州に住めば、社会意識である差別観念は個人から離れていく、というのである。「満州は今や白無地の布に理想の日本村が描かれやうとして、正に新しい世紀が始まらうとしているのである。」ともいっている。

さらに下村は、
「物には惰性といふものがあって、入植とともに或る程度の差別観念、即ち内地での伝統が持ち越されるであろうといふことは止むを得ないことである。」とし、二、三の差別問題が起ったがそれも一時のことで、差別観念は徐々に消滅していき、数年後には全く意味の判らない空言葉となつてしまふ、と断定している。さらに心配する部落住民に対しては、

「開拓地には、わが国の身分観念のごとき差別の伝統が無いから、人間の価値が何等妨げるものなくて裸一貫のありのままに決められて行く。」

として、前科の経歴のあるものが団員の選挙で村長になった例を引き、部落住民が差別に泣くことなく、差別のない明朗な社会を現出する、と断言したのである。

このほか下村は、差別解消の理由を、①満州開拓地には差別観念を起す社会的根拠がない。土地・建物・農具・武器・被服・職業みな同一平等である②満州開拓により同類意識が昂揚され、日本人としての一体観をもち、五族入りまじる満州では、「みたまわれ」の皇国臣民観の上に立つ日本人意識以外区別はない③大陸の大自然が人間を結集させ親愛の情を増大させ、生活の協同化は一家族のごとき親愛感をもたせる④資源が豊かで生活がノンビリしているために相剋摩擦が少ない、といういくつかの理由を挙げ、満州移民は差別を解消すると主張したのである。

かれは、それを立証するとしていくつかの「同和」の事例を挙げた。

①四十二、三歳の部落住民が、学歴がないけれども人望を集め、道路班長から警備司令となり、二〇〇名の団員を指揮している。

②部落住民が集落の長となり、村の産業組合の専務理事となった。

③通婚もおこなわれはじめている。そのなかには村一番の貧困者が女子大出と結婚し、北陸からきた部落青年の三人のうち二人が、部落外から嫁を迎えた。

として、下村は、内地ではどうしようもない差別が、満州では易々として解消さ

れているので(同和問題の解決)、子孫のためにも移民を選ぶべきであり、重要国策である「臣民の道」の実践となる、こうして移民は一石二鳥、同和事業中の重要施策である、と結んだ。

金子念阿(兵庫県清和会囑託)は、下村より一年半以前一九三九年十一月に「満州開拓地と融和問題」という論説を『更生』(註)に書いていたが、論旨は下村とほぼ同じである。ただかれの場合、「内地」でいう融和問題は存在するということを前提にして筆を起し、それが解消されると述べていく。

「けれども、遺憾ながら問題はあつた。否、既に一二のいやな事実があつた、かくして答は明白だ、満州開拓地に内地の所謂融和問題は、あると云はなければならぬのである。」

「差別の問題はどうしやう。これは人格の冒瀆である。国民総親和の破壊である。東亜の新秩序、五族協和の妨害観念である。これはそのまま承認することはできない。」
「国家全体を基礎観念として人格の冒瀆を否定するのである。一君万民、日本精神の精華より見て、人格の冒瀆は容すべからざることなのである。」

と述べて、融和問題の存在を、国体観念、日本精神の発露である「東亜新秩序」「五族協和」の立場から否定し、さらに、満州開拓地の融和問題は解消するとして、
①「内地」で差別観念をもつたものが開拓地に移住したからといって、その観念は忘れるはずがない。これがときに差別言動としてあらわれる。とくに農業移民のような壮年・老人に問題が起こる。しかし青少年義勇軍や農業移民の先遣隊として訓練したものに問題は起こらない。しかも現地では、差別観念は新たに植えつけられるはずはなく消滅する。

②満州での国家的計画的な生活、集団生活は人心に作用し、差別観念を知らない青少年はもちろん、差別観念を知っている壮老年もその観念を忘れる。

③満州での融和問題といっても、一人と一人の談話のなかの差別言辞を他の一人が聞いたという程度のもので、その件があつてから正式に結婚した。また、妹同士を交換的に嫁にしたという事実もある。

④故郷を離れ広漠たる大自然のなかで人間の結合は強くなくなり、排他心はなくなり、隣保相扶の心が強くなる。協同が必要で、結合親愛の情が発生する。国家的一元的統制下に秩序を立て、自然環境が差別を解消する。

⑤開拓地の団長の識見・力量がすぐれている。

という理由を列挙している。そして最後に、「開拓地に於ける融和問題は、批判

的態度で見つめよう。時間の中に問題を見やう。さうすると、前途は割合に大きな光を発見することができる」と結んだのである。

融和運動の指導層の理論に対し、大陸視察した隊員の視察記をみよう(山幡悟「伸び行く大陸視察行」(註))。山幡は「差別問題」の一項を記し、「肝心の本問題にふれてないのは、ふれなくてもよい程本問題を重要視するの要がないのであつた」と前置きして、

「樺林では頗る深い理解を持って居られ、決してかゝる事柄に拘泥したり、懸念して、移住を懐疑されることは無用である。この新しい歴史の建設を為さんとする地に来て、どうしてそのやうなことが考へて居られませうか。」

という団長の言を記し、さらに黒石屯での部落住民自身の声として、
「皆無といふのではない。しかし入植当初暫らくは多少あつたが、時が経過するに随つてそんな家柄、身分などの問題は、人間の根本的生活には凡そ縁の遠いものとなる。」
と紹介したうえで、山幡は、

「差別とか、身分とか閑人の戯言でしかないのである。裸と裸の寄り合ひだ。親が大臣であらうと、大将であらうとそれが何の力になるものか、この時に欠くべからざるものは、その人自身が所有する知力であり才能であり、体力でなくてはならない。」

と述べ、「開拓地の差別問題解決は絶対であり、必要である。それは事実が何よりの雄弁に物語つてゐる」と結んだのである。

これらの理論、論調において共通していることは、開拓移民の初期において、多少の部落差別が存在したことを認めつつ、やがてそれが短い年月のあいだに解消していくと主張し、その解消の事実があらわれていると説いていることである。

解消の条件、理由については若干のニュアンスの違いはあるものの、社会意識としての部落差別は、その社会意識を生み出すことのない満州という社会においては、やがて解消するものだ、という理論に立っている。つぎに「王道楽土」建設、「五族協和」と、共同社会という「理想郷」を建設する考え方に立てば、部落差別は存在し得ないという理論をすすめている。さらに満州開拓地では内地における身分、家柄、出身といったものは役に立たず、体力や知力、指導力というその人間の資質がものをいうし、ことに開拓は共同の力が必要であるから差別は不要である、という理論であつた。

実際の満州開拓地における部落差別の実態は、『更生』に述べられているものをそのまま認めることはできない。もっと実態を研究調査しなければならぬが、少なくとも満州移民が、「王道楽土」建設、「五族協和」の実現、「大東亜共栄圏」の建設という名で、中国への侵略と民族差別を正当化していた現実を無視して、部落差別の存在を論ずることはできない。

さらに、部落住民の満州移民が、部落が本質的にかかえていたさまざまな差別の問題を、移民によって肩替りさせる棄民政策をことさらに美化することで問題をスリ変えてしまったといえるであろう。これが融和運動家の文章になっているのである。

三 満州移民の具体的とりくみ

部落住民による満州移民の具体的事例を、長野県を中心にみよう。

長野県同仁会は一九三八年（昭和十三年）九月、傘下の部落住民に満州移民奨励を通知して、本格的に部落住民の移民に乗り出した。全国でも満州開拓地の視察が盛行し、かつての全国水平社幹部北原泰作をはじめ⁽¹⁰⁾、長野県でも長野県水平社の高橋利重（長野県同仁会更生指導員）、長野県同仁会主事補木藤岩雄、同会更生指導員原田亨一らが渡満して開拓地を視察している⁽¹¹⁾。これらの視察地は、弥栄・千振・龍爪・四家房など、比較的初期の開拓地で、地理的条件もよく農業経営のための農具はじめ条件がととのい、団員も精選され、かつ政府の奨励も行き届いていたところで、これが全国で紹介され、あなたも開拓地のモデルとして、どこでも成績があがるような幻想をあたえられたことに注意しなければならぬ。

つぎに長野県下の二つの地区の移民送出の実情をみると、

①上高井郡須坂町日瀧地区

かつて製糸業の町として諏訪の岡谷と肩を並べた中心地の一つ須坂町の農村地区日瀧の部落は、資源調整指定地区となった。すでに須坂町自体が町長自身、「上高井郷」建設のため、町の有力者と満州開拓地を現地視察し、永井収入役を団長とする第十一次上高井郷建設先遣隊を、一九四一年（昭和十六）秋すぎに七〇戸送出することを予定していた⁽¹²⁾。

このような町の積極的なとりくみを背景に、上高井郡須坂町役場職員勝山善之助が部落の移民奨励を担当し推進した。勝山は合併前の旧日瀧村役場職員で、日瀧部落について詳しく、非常に熱心にとりくんだ。一九四〇年からは中央融和事

業協会主催の資源調整指導員錬成講習会を受講した。日瀧部落は戸数四一戸、人口一八五人、そのうち一〇三人は子ども、老人である。前記協会の資源調整特別指定地区の部落のなかで、耕作反別平均富山一町〇反六畝、徳島七反三畝について日瀧は七反二畝であった（須坂町平均八反六畝、長野県平均八反七畝）。関係部落の全国平均が四反四畝であるのに比較して、「比較的恵まれた環境」とみられていた。したがって無理をすればどうにかやって行けるとい理由から、満州開拓の話など見向きもしないのが実情であった。

職業別では四一戸のうち、農業一九、商業五、工業一、交通業一、日雇業一〇、無職五で、農業と日雇業が合わせて全体の七割を占めている。耕地は一戸平均七反二畝のうち田は二反歩、畑六反九畝で大部分が畑であった。所有関係で見ると田は総反別六反歩のうち、二反歩が自作、畑は総反別一三町一反歩のうち六町三反歩が自作であった。

このような地区の状況に対して、勝山は積極的にとりくんで、部落の中堅人物二人の協力と町当局の援助理解で、四一戸全部を送出するという計画を立てた。一九四一年度先遣隊一五戸、本隊二六戸計四一戸送出という計画をつくったとあるが、結局三年度に分けての送出計画におちついたようである⁽¹³⁾。長野県当局の資源調整事業の概要では、一九四一年度（昭和十六）二〇戸（今秋二〇戸送出予定）、同四二年度（昭和十七）一〇戸、同四三年度（昭和十八）一一戸という計画で、三年間で全部送出してしまうという計画である⁽¹⁴⁾。

一九四一年の段階では、須坂町全体から一五〇名を送るべく努力中とあり、すでに須坂町からは数十名の開拓者と、十数名の青少年義勇軍を送出しているが、これも勝山の努力によるといえる。勝山自身も一家をつれて陣頭に立つ計画で、これらの須坂町の見聞記を書いた木藤岩雄長野県同仁会主事補は、「これは過少農問題解決の示標となる」と記したのであった⁽¹⁵⁾。

②北佐久郡北大井村荒堀地区

ここでは高橋利重更生指導員が中心にとりくみ、「担任の指定地区指導のかたはら、更に自郡を単位に、今秋（注一九四一年）迄に二〇名の送出目標を立て現在県係官と共に日夜努力中である」と活動が報じられている⁽¹⁶⁾。

前述のように高橋は、長野県水平社の活動家として有名であり、この時期は県同仁会の更生指導員としてとくに満州移民に力を注いでいた。かれは一九三九年九月、中央融和事業協会の本年度第二回満州視察三一名の隊員のなかに加えられた（他に木藤岩雄、原田亨一が参加）。このとき第一弥栄村、千振郷開拓地な

表1 満州開拓移民送出状況

種別	年度				
	1938	1939	1940	1941	計
一般開拓者	3	4	6	21	34
青少年義勇軍	0	4	1	8	13
計	3	8	7	29	47

『更生』40号(1941年8月)により作成。

表2 府県別満州移住者・転業転職者数

1939年3月現在

府県名	男 女		計	転業・転職者	合計
	男	女			
和歌山	31	32	63	1,586	1,649
長野	51	7	58	1,132	1,190
熊本	32	6	38	217	255
広島	36	1	37	700	737
静岡	30	3	33	559	592
大分	22	0	22	854	876

中央融和事業協会「融和事業関係地区産業並びに職業転換状況」による。

などを回り、農業経営、耕地と土壌、気象、地勢などを考察している(17)。
 かれは一九四〇年四月全国水平社幹部による部落厚生皇民運動に長野県代表として参加、八月の部落厚生皇民運動全国協議会第一回全国会議に理事として出席した。十一月には長野県同仁会主催資源調整指導者錬成講習会において、「満州視察」を報告している(18)。

荒堀地区の送出計画は、戸数一三二戸、人口七二二名、五カ年計画で七〇戸を送出する計画を立てている。その内訳は一九四〇年一〇戸、四一年一〇戸、四二年二〇戸、四三年二〇戸、四四年一〇戸である。このうち四一年までに実際に送出した戸数は四〇年四戸、四一年二戸であった(19)。

参考に長野県の移民送出状況の一資料を表1に掲げよう。一九四一年度途中までの送出数四七名、うち一般開拓者三四名、青少年義勇軍一三名である。なおこの資料と数字が整合しないが、一九三九年三月現在の満州移住者・転業転職者の資料があるので表2に掲げる。

一九四一年度の長野県による資源調整事業と満州移民送出計画を概要でみると、つぎのようである(20)。

- ① 同和奉公会指定地区設置(中央融和事業協会以来すすめてきた前記荒堀地区、日瀧地区を継続)
- ② 東信厚生翼賛会設置(後述)
- ③ 長野県同仁会各支会単位の移民計画 分郷・分村計画のなかに含めて計画樹立、移民者数二〇名予定。
- ④ 現地視察 一九四一年度新規事業、長野県同仁会は予算一、一〇〇円計上、一〇名派遣計画。
- ⑤ 施設および補助奨励 各指定地区に資源調整指導員設置、入植奨励費(一名三〇〇〇円)、残留家族の生活援護(一カ月一五円程)、義勇軍一名二〇〇円奨励費交付。

以上のうち②の東信厚生翼賛会は、日中戦争でゴム製の統制をうけた履物業者が、配給の円滑をはかるため一九三九年十二月上田市・南北佐久郡よりなる東信履物業者組合を結成して更生事業を實行し、四一年二月同組合は配給機機の整備を考えて東信厚生翼賛会と名称組織を変更して創設されたものである。同会は、統制経済の強化に押されて、部落産業の再編成の立場から組織替えをしたもので、とくに開拓部・転業部などを設け対策を練った。同会の計画によると、業者五五五名のうち(このうち部落住民の数は、明確でない)、現業維持者一四二名(二五・六パーセント)、生産力補充のため急を要する産業に転換させるべきもの一八二名(三二・八パーセント)、その他転業開拓進出せんとするもの二二一名(四一・六パーセント)としている。同年六月現在、軍需工業への転業者三〇名、開拓移民者二〇名であった(21)。

水平運動と満州移民について一言すると、日中戦争開始後から水平運動がいろいろ行き詰まり、弾圧がきびしくなった。北佐久郡北大井村の高橋角市の場合、本土ではもう運動ができない、部落のなかで小作人をやっているより率先して満州へ行ってほしいと満州を視察してきた水平社の先輩(高橋利重か)にいわれたこと、県水平社最高幹部朝倉重吉にも部落の模範として行くようにいわれたこと、子どもが多かったことなどの理由で、一九三九年この地区で初の移民になったという(22)。運動家高橋定市も移民として渡満している。

このほか青少年義勇軍についての一例をみると、小県郡丸子町の部落の一少年は、父母と六人兄弟姉妹で田畑二反五畝歩の小作農であったが、いくら働いても一家の「更生」は不可能と考え、青年学校の教師のすすめにより、一九三九年一

家の「更生」、村の「更生」のために義勇軍入隊を決意した⁽²³⁾。

以上、部落住民の満州移民の具体的状況を見てきたが、長野県の場合でも、長野県・長野県同仁会(のち同和奉公会)・町村役場などの官側の強い援助があったけれども、かならずしもそれほど進捗したとは思われないのである。荒畑地区・日瀧地区の指定地区の状況をも見て計画数と実施数がかなり差があり、長野県全体としてもその傾向であったようである。全国的にみても「笛吹けど踊らず」という傾向で、京都府などでは満州移民はそれほど部落問題の緊急課題にならなかったという⁽²⁴⁾。

しかしそれにしても日瀧地区のように、部落全戸根こそぎ移民させるという計画があったことに注目したい。部落を移民させることで差別がなくなると考えたが、部落を貧困から脱却させ得ると考えたのであろう。また、水平社は運動の行き詰まりを背景に満州移民を考える段階にきていたことも、高橋角市の証言で知られる。

むすび

部落問題と満州移民について、筆者の調査研究はまだ緒に付いた段階なので、結論めいたことはいえないが、今後の課題を明らかにする意味もこめて一応のむすびを考えてみたい。

第一に、世界恐慌以後、地方改善応急事業から部落経済更生運動、そして資源調整事業、満州移民と、政府行政の一方的な政策によってめまぐるしく変化してきた。その一つ一つが定着し部落の生活が向上安定するのではなく、政策に振り回されるだけで、差別と貧困が温存され、部落が切り捨てられていくという状況をうかがわせる。

第二に、融和運動家は、満州移民によって差別が解消し、部落住民が豊かになり、「五族協和」の理想が実現するという、部落にとっても国家にとっても「理想郷」が現出するような幻想をもって移民を宣伝した。しかも最初は差別が存在するが、数年後には解消するといっている。ここでは満州移民を全面的に肯定したところからの立場で、民族的差別を抜きにした部落差別解消論であり、空想的な願望と現実の矛盾が見落されていたのである。

第三に、部落住民の満州移民は、とりくみ計画に比してそれほど進捗しなかったのであった。この理由については、移民の計画と実施のズレ、さらに満州での実態を含めて後述にまらちたいと思う。

(註1) 拙稿「戦時下の部落問題」『長野県短期大学紀要』第三七号

(2) 中央融和事業協会編「地方改善応急施設状況」

(3) 雑誌『更生』は一九三五年三月から一九四一年八月まで発行(四〇号)。

(4) 前掲『更生』一六号(一九三七年八月)所収金田一英「我が地区の歩み」

(5) 前掲『更生』二二号(一九三八年六月)所収

(6) 『長野県短期大学紀要』第三七号

(7) 『更生』三八・三九号

(8) (11)(17) 『更生』二九号(一九三九年十一月)

(9) 『更生』四〇号(一九四一年八月)

(10) 『更生』二五号(一九三九年三月)

(12)(16) 『更生』三八号(一九四一年六月)

(13)(15) 『更生』三六号(一九四一年三月)所収木藤岩雄長野県同仁会主事補の「長野県・全地区民挙げて満州へ・勝山指導員の奮闘」

(14)(19)(20)(21) 『更生』四〇号(一九四一年八月)

(18) 部落問題研究所編『水平運動史の研究』第一編年表、「特高月報」等による。

(22) 部落問題研究所編『水平運動の無名戦士』所収拙稿「長野・小指水平社の高橋角市さん」

(23) 『更生』二六号(一九三九年五月)

(24) 部落問題研究所理事長藤谷俊雄氏教示。